三号の三に規定する国際圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、同令第八条第一項第十号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認に係る容器保安規則第二条第三号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器（以下単に「国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器」という。）にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの」を加え、同項第五号ロ中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同項第八号ロ中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、ニ中「不活性ガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加える。

第七条第二項第三号中「講ずること」を「講じてあること」に改める。

第七条の二第一項第四号ロ中「貯槽は」を「貯槽には」に、「講じてあること」を「講ずること」に改め、ハ㈡及び㈤中「貯槽室は」を「貯槽室には」に改める。

第七条の三第一項第一号中「、第三十号」を削り、同号の次に次の三号を加える。

一の二　地盤面下に高圧ガス設備を設置する室の上部は、十分な強度を有し、かつ、当該室の構造に応じ漏えいしたガスの滞留を防止するための措置を講じてあること。

一の三　地盤面下に液化水素の貯槽を設置する室には、防水措置を施すこと。

一の四　地盤面下の室に設置する液化水素の貯槽には、二重殻真空断熱式構造により、貯槽内の液化水素の温度が常用の温度を超えて上昇しないような措置を講ずること。

第七条の三第一項第十四号中「複数の蓄圧器又は圧縮機」の下に「（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号及び第十六号並びに次項第三十号及び第三十四号並びに第十二条の二第二項第五号において同じ。）」を加え、同項に次の二号を加える。

十六　圧縮機と圧力が十メガパスカル以上の圧縮ガスを容器に充塡する場所又は第一号で準用する第六条第一項第四十二号に規定する当該ガスの充塡容器に係る容器置場との間には、厚さ十二センチメートル以上の鉄筋コンクリート造り又はこれと同等以上の強度を有する構造の障壁を設けること。

十七　水電解水素発生昇圧装置により、圧縮水素を製造する場合は、当該水電解水素発生昇圧装置には、爆発、漏えい、損傷等を防止するための措置を講ずること。

第七条の三第二項第一号中「第四十一号」の下に「並びに前項第一号の二から第一号の四まで及び第十七号」を加え、同項第十一号中「（不活性ガス又は空気に係る高圧ガス設備に設けたものを除く。）」を削り、同項第三十号に次のただし書を加える。

ただし、圧縮機又は蓄圧器とディスペンサーが、同一の筐体内に配置され、当該筐体の外面の構造により有効に保護されている場合は、この限りでない。

第八条第一項第四号中「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同条第二項第一号ト中「可燃性ガス」の下に「及び特定不活性ガス」を加える。

第八条の二第二項第二号ハ中「以下このハにおいて同じ。」を削り、「四十メガパスカル以下の可燃性ガス」の下に「（液化水素を除く。）」を加え、「若しくは当該可燃性ガス」を「若しくは可燃性ガス」に改め、ヘ中「第一種製造事業者」を「第一種製造者」に改める。

第十二条第一項第一号中「第三十五号から第三十九号まで」を「第三十五号から第三十九号の二まで」に改める。

第十二条の二第一項第一号中「及び第十五号」を「、第十五号及び第十七号」に、「及び第十一号」を「、第十一号及び第十七号」に改め、同項第五号を削り、同条第二項第一項中「並びに第七条の三第二項第五号」を「、第七条の三第一項第十七号並びに同条第二項第五号」に改め、「並びに前項第五号」を削り、同項第五号中「（水電解水素発生昇圧装置を含む。以下この号において同じ。）」を削り、「及び蓄圧器のいずれか又は双方をディスペンサーと」を「又は蓄圧器とディスペンサーが」に、「配置し、かつ」を「配置され」に、「構造が、それらを有効に保護できる」を「構造により有効に保護されている」に改める。

第十三条第一号ハを削る。

第十五条第一項第一号、第二号及び第六号イ中「及びじよ限量百万分の一未満のガスが通るもの」を削る。

第十八条第一号ロ中「不活性ガス」の下に「（特定不活性ガスを除く。）」を加え、ニ㈡中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同条第二号ロに次のただし書を加える。

ただし、第一種貯蔵所及び第二種貯蔵所以外の場所で充塡容器等により特定不活性ガスを貯蔵する場合には、同号ロ及びニの基準に適合することを要しない。

第十八条第二号ヘ中「充塡可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの」を加える。

第二十八条第一項第一号中「及びじよ限量百万分の一未満のガスが通る部分」を削り、同項第二号中「（じよ限量百万分の一未満のガスが通る部分を除く。）」を削る。

第四十六条第二項第一号イ中「毒性を有しないガス」を「毒性ガス以外のガス」に改め、ロ中「内部の」を削り、同項第五号中「航空機用の救命胴衣を膨らませるために使用する不活性ガス」を「航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第十条の規定に適合する容器内における高圧ガス」に改める。

第四十九条第一項第三号中「充塡可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの」を加え、同項第十一号中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同項第十四号中「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、同項第二十一号中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加える。

第五十条第一号中「二十リットル」を「四十リットル」に、「四十リットル」を「五十リットル」に改め、同条第三号中「充塡可能期限年月日を経過したもの」の下に「、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充塡可能期限年月を経過したもの、国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、これを製造した月（その製造過程で行われた耐圧試験に合格した月をいう。）の前月から起算して十五年を経過したもの」を加え、「可燃性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加え、「二十リットル」を「四十リットル」に改め、同条第十一号及び第十三号中「二十リットル」を「四十リットル」に、「四十リットル」を「五十リットル」に改める。

第五十五条第一項第十七号中「不活性ガスにより」を「不活性ガス（特定不活性ガスを除く。以下この号、第二十一号及び次項第四号において同じ。）により」に改める。

第五十七条第一号及び第二号中「及びじよ限量が百万分の一未満のガスが通る部分」を削る。

第六十一条中「毒性ガス」の下に「、特定不活性ガス」を加える。

第六十二条第二号中「可燃性ガス」の下に「又は特定不活性ガス」を加え、「すること」を「放出すること」に改め、同条第四号中「又は毒性ガス」を「、毒性ガス又は特定不活性ガス」に改める。

第七十二条第二項の表販売所の区分の欄中「酸素の販売所」を「酸素（スクーバダイビング呼吸用のガスであつて、当該ガス中の酸素の容量が全容量の四十パーセント未満のものを除く。）の販売所」に改める。

第八十二条第二項第三号中「第六条第一項第二十八号の二に規定する措置」を「第六条第一項第三号、第六号、第九号、第二十三号、第三十一号、第三十八号、第三十九号、第四十二号ヘ及び同号ヌに掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）並びに同第二十八号の二に掲げる基準に係るもの」に、「規定する措置」を「掲げる基準に係るもの」に、「第八条第三項に規定するもの」を「第八条第一項第四号に掲げる基準（特定不活性ガスに係るものに限る。）又は同条第三項に掲げる基準に係るもの」に改める。

第百三条を第百四条とし、第百二条中「第三条表第二項下欄」を「第三条表第二号下欄」に、「第五条表第三項下欄」を「第五条表第三号下欄」に、「第五条表第一項」を「第五条表第一号」に改め、同条を第百三条とする。